

様式第三号（第80条第1項第10号 第118条第2項第13号 第121条第2項第13号関係）（平22農水経産令5・全改）

1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要

--

2. 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等

--

（記載上の注意）

1. 「内部管理に関する業務」とは、法令遵守の管理（商品先物取引業が法令並びに協会の自主規制規則及び受託契約準則その他の規則（以下「法令等」という。）に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。）に関する業務をいう。
2. 「1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要」には、内部管理に関する業務に関わる組織又はこれに準ずる組織の名称、当該組織の責任者の氏名、役職名及び業務の概要を記載すること。なお、これらの記載は当該組織の名称、当該組織の責任者の氏名、役職名及び業務の概要を記した組織図等の添付に代えることができる。
3. 「2. 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等」には、顧客からの苦情及び相談があった場合における当該苦情及び相談を解決するための体制及び対応方法を記載すること。